

令和7年2月26日(水)

開会 (9:55)

○寛智也委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例 9件」、「条例の廃止1件」、「財産の減額貸付1件」、「公の施設の相互利用に関する協定書の締結1件」、「定住自立圏形成協定の変更1件」、「指定管理者の指定1件」、「総合整備計画の策定4件」の計18件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。2月に入り2回の強烈な寒波があり、ようやく今週から寒波が緩み春めいてきたところである。三寒四温を繰り返し春に向かっていくのだろう。この2回の強力な寒波でかなりの除雪費の支出が強いられた。補正予算等でも審議いただく。

本日は付託された案件18件だが、審議をよろしくをお願いしたい。

議第19号 「胎内市行政組織条例の一部を改正する条例」について

須貝総務課長説明

すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない支援を実現するため、これまで2つの法に基づきそれぞれ設置していた、子育て世帯包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の2つの機能を統合し、新たに子ども家庭センターを設置するもの。また子育て世帯包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点を廃止に伴い、主に児童福祉法を所管することも支援課と、主に母子保健法を所管する健康づくり課における所管事業の整理を行うため、胎内市行政組織条例の一部改定を行う。

質疑

○薄田智委員

場所はどこに設置するか。今回の統合で市民にどのようなメリットがあるか。

○矢部健康づくり課長

場所はほっと・HOT 中条内にあり、改正後も場所は変わらない。今まで同様に市民の方が利用できる。設置のメリットは今まで様々なことを連携して事業を行っていたが、それが一体的に行えるため、市民には1つの場所で全てのサービスを提供できることになり、大きなメリットになるものと思う。

○薄田智委員

統合により経費が削減されるのか。

○矢部健康づくり課長

今までと同じ場所であり経常経費に変わりはない。市は先立って1つの場所で行っていたが、他市町村では別々で行っており、統合によるメリットは出ると思われる。市では従来通りの運営形態で経費は変わらない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 20 号 「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について

須貝総務課長説明

刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁固刑が廃止され、新たに拘禁刑として一本化されることから、関係条例において罰則及び欠格条項に係る規定の整理を行うもの。施行期日は刑法等の一部を改正する法律が施行される令和 7 年 6 月 1 日とする。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 21 号 「胎内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」について

須貝総務課長説明

育児介護休業法の改正を受けての所要の条例改正で、小さい子どもの養育のため、職員から時間外勤務の免除申請があった場合、時間外勤務をさせない取り扱いをしているが、超過勤務の免除の対象となる範囲を3歳から小学校就学の始期までに拡大すること、並びに仕事と介護の両立支援制度として、職員への意向確認や情報提供を行うこと、及び両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、相談体制の整備等を行うこと等について、新たに規定する。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 22 号 「胎内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について

須貝総務課長説明

学校薬剤師の報酬について、厚生労働省の学校衛生管理基準に基づく検査項目が増えたこと等により、業務負担が増えていることから増額改正を行う。

質疑

○羽田野孝子委員

どのような検査項目が増えたのか。

○井上学校教育課長

従前は7項目で、令和5年度から14項目に増えた。保健室・理科室の薬品管理やプールの水の検査飲料水の検査等を行っていた。増えた項目は、校舎の薬品管理や騒音、アレルギーの検査などの項目が増えた。

○薄田智委員

学校の薬剤師は市で何人か。

○井上学校教育課長

正規職員ではなく各学校に1名ずつ薬剤師がおり、薬剤師会から派遣をいただいている。市内の調剤薬局などに勤務する薬剤師が多い。一部市外の方もいる状況である。

○薄田智委員

中学校4校、小学校5校に全部薬剤師がおり、値上げとなるのか。

○井上学校教育課長

その通りである。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 23 号 「胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について

須貝総務課長説明

官民給与の格差是正のため、令和 6 年度人事院勧告の趣旨を踏まえ条例改正を行う。配偶者手当では現在 6,500 円支給しているが、令和 7 年度は 3 千円に減額し、令和 8 年度から廃止する。一方、扶養手当では現在 1 人につき 1 万円を支給しているが、令和 7 年度は 1 万 1,500 円に、令和 8 年度からは 1 万 3 千円に引き上げる。その他、通勤手当及び管理職特別勤務手当の支給要件を変更する他、若手中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するため、3 級以上の初号近辺の公休を見直すもの。この給料表の改正により給料額が変わる一般職員はいない。

質疑

○小野徳重委員

市職員の給与水準、いわゆるラスパイレス指数と、県内 20 市中、何位なのか。

○須貝総務課長

直近のデータでラスパイレス指数が 93.4 で、20 市中で高い方から 17 番目である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 24 号 「胎内市職員の寒冷地手当の支給に関する条例を廃止する条例」について

須貝総務課長説明

令和6年度人事院勧告を受けての条例改正であるが、新たな気象データに基づく寒冷地手当の支給地域の改定が行われ、当市が支給対象外とされた。このことから当該手当を段階的に廃止するもの。具体的には、寒冷地手当の支給額を令和7年度から現行より6,600円ずつ減額し、令和8年度の支給をもって廃止する。

質疑

○渡辺栄六委員

新たな気象データは、今までの気象データとどう変わったか。

○須貝総務課長

気象庁からデータが国に提供されるが、新しい気象データは1991年から2020年度までの30年平均を用いることとされた。市の区割りでメッシュ平均値が提供されるが、地域の区分ごとの指定基準にこのデータを当てはめて支給地域の改定を国で行った。具体的には市は4級地から外れた。

○渡辺栄六委員

気象データが変わった要因は、気象の変化や地球温暖化などの要因も絡んでいるか。

○須貝総務課長

その通りだと思う。

○天木義人委員

寒冷地手当の現在の最高額と最低額。また来年度以降どのぐらい減額になるか。

○須貝総務課長

寒冷地手当の支給額は3つの区分に分かれており、世帯主で扶養ありの方は月1万9,800円。世帯主で扶養なしの方は1万1,400円。それ以外の職員は8,200円である。現在、予算額ベースでは大体2,200万ぐらい必要だが、令和7年度から段階的に減るため、令和7年度では予算額で1,100万円と約1千万減り、令和8年度では400万円強となり、現在より1,800

万円ほど減ることになる。

○小野徳重委員

新潟県内で支給対象外となる市町村はどのぐらいか。

○須貝総務課長

胎内市だけである。

○小野徳重委員

近隣の新発田市と村上市は入っているか。

○須貝総務課長

新発田市と村上市はどちらも入っていない。以前から入っていない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 25 号 「胎内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について

須貝総務課長説明

令和 6 年度人事院勧告を受け、令和 6 年第 4 回定例会において、胎内市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことに伴い、本年 4 月から、会計年度任用職員の給与に関しても同様に給料表の引き上げ改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を年間合計で 0.05 月分引き上げる。

質疑

○丸山孝博委員

期末手当及び勤勉手当を支給する条件は。

○須貝総務課長

それぞれ期末勤勉手当の基準日があり、その基準日において任期が6月以上ある、また1週間の勤務時間が30時間以上という職員で区別している。

○丸山孝博委員

今回改正されることにより対象になる会計年度任用職員は全体の何割か。

○須貝総務課長

予算ベースとなるが、期末勤勉手当の対象となる職員は160名弱と見ている。割合は約50%である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第26号 「胎内市税条例等の一部を改正する条例」について

高橋副市長説明

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、条項ずれが起きたため、同法を引用している胎内市税条例、胎内市入湯税条例。胎内市個人番号の利用に関する条例において規定の整理を行うもの。主な内容は引用する条項の繰り下げを行う。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 27 号 「胎内市なかよしクラブ条例の一部を改正する条例」について

井上学校教育課長説明

中条小学校の新校舎の供用開始に合わせ、中条なかよしクラブの所在地を変更する他、各クラブの定員を運営規定において別に定めることとし、本条例から定員に関する規定を削る。具体的には中条なかよしクラブの位置を、現在の旧総合グラウンド交流棟が所在する西条地内から、中条小学校が所在する大川町地内に変更するもので、定員は児童の受け入れに柔軟に対応したいため条例から削り、運営規定で別に定めるもの。施行日は中条なかよしクラブの位置について、中条小学校の供用開始予定である 2 学期の初日、令和 7 年 8 月 28 日から、定員その他の部分については新学期から対応したいことから令和 7 年 4 月 1 日とする。

質疑

○羽田野孝子委員

中条なかよしクラブは小学校何年生までで、何人来ているか。

○井上学校教育課長

小学校 1 年生から 6 年生までで、登録人数は現在、中条では令和 6 年度で 73 名の登録がある。

○渡辺宏行委員

中条なかよしクラブは中条小学校の児童が大半だと思うが、他の小学校から利用する児童

はいるか。

○井上学校教育課長

通常は中条小学校の児童であるが、休日、土曜日などは集合保育ということで、他校の児童も利用している。

○渡辺宏行委員

2学期以降、中条小学校を使うのであれば、集合保育も中条小学校で他校の児童も受入れるのは、場所だけ変わるということか。

○井上学校教育課長

そのような運用で考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 28 号「胎内市社会体育施設条例の一部を改正する条例」及び議第 38 号「新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書を廃止する協定書の締結及び新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏における公の施設の相互利用に関する協定書の締結について」を一緒に審査することについて

○笥智也委員長

議第 28 号「胎内市社会体育施設条例の一部を改正する条例」及び議第 38 号「新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書を廃止する協定書の締結及び新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏における公の施設の相互利用に関する協定書の締結について」であるが、関連があるため一緒に審査したいと思うが異議ないか。

採決

全員異議なく、一緒に審査すべきと決定。

議第 38 号 「新発田地域広域行政圏構成市町の公の施設の相互利用に関する協定書を廃止する協定書の締結及び新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏における公の施設の相互利用に関する協定書の締結について」について

高橋副市長説明

新発田市、聖籠町との間で実施する公の施設の相互利用に関するもので、新発田地域広域事務組合が広域行政圏計画策定事務の一環として当該総合利用を規定していたが、今後のあり方について関係市町で協議した結果、対象施設の見直しを行いながら、改めて定住自立圏構想の取組みとして実施すべく規定することとし、協定を締結したいため、議会の議決を求める。

議第 28 号 「胎内市社会体育施設条例の一部を改正する条例」について

佐久間生涯学習課長説明

議第 38 号で説明の通り、新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏における公の施設の相互利用に関する協定書の締結に伴い、当該地域の住民が同一の料金で協定書に掲げる社会体育施設を使用できるよう、所要の改正を行うもの。協定書に掲げる当市の社会体育施設については、別冊、新旧対照表となる。市外の者が利用する場合、規定する使用料の 5 割に相当する額を加算するとあるものを、胎内市、新発田市、または聖籠町に居住するもの以外の者が利用する場合に改めるもので、対象施設は総合体育館、総合グラウンド陸上競技場、野球場サンビレッジ中条、胎内球場である。

議第 38 号 質疑

○薄田智委員

新発田市民や聖籠町民が当市の施設を利用した実績は。

○石山総合政策課企画政策係参事

総合グラウンド陸上競技場では、新発田市民が令和 5 年度に 6 名利用している。聖籠町民はゼロである。

○薄田智委員

相互利用で料金が同一になっても市民には影響ないと考えて良いか。

○高橋副市長

これまではあまり頻繁には相互利用が無かったようだが、例えばフレスポや陸上競技場など、他市町から比べればいい施設があると思っており、今後は市町毎にワンセット全部施設を持つというよりは、広域圏の中で相互利用を促進し行政のスリム化を図っていく必要があると思うので、その観点からすると、今後は相互利用が増えていくと考える。

○渡辺宏行委員

平成 11 年頃、社会体育施設や文化教養、福祉施設など全部含んで 54 施設が相互利用できると思っていたが、今回は社会体育施設だけか。今の施設数はどのぐらいか。

○石山総合政策課企画政策係参事

議案書の 96 ページの上の方がスポーツレクリエーション施設。97 ページの方の中ほどが文化教養施設。下の方がその他施設となる。令和 7 年度での施設は、全部で 59 施設となる。

議第 28 号 質疑

無し

議第 38 号 自由討議

無し

議第 28 号 自由討議

無し

議第 38 号 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 28 号 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 36 号 財産の減額貸付について

藤川財政課長説明

新潟高原リゾート開発株式会社に対し、胎内高原ゴルフ倶楽部用地の一部として、減額貸し付けを行う市有地について、現在の契約が令和 7 年 3 月 31 日をもって契約期間が満了となることから、引き続き減額貸付をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づきお諮りするもの。今回の契約更新にあたって、同社から貸付料の減額について申し出があり、これまでの経緯、同社の経営状況などについて検討した。現在は令和 2 年度から令和 6 年度まで同社の経営状況等を勘案し、減額貸し付けを行っている。近年の経営状況は、来場者数で令和 3 年度が約 1 万 8 千人。令和 4・5 年度は約 1 万 9 千人と増加するものの、決算状況は当期純損失なるが、令和 3 年度は約 2 千万円、令和 4・5 年度では 5 千万円を上回る状況となる。令和 3 年度は決算期の見直しにより少なくなっている状況とのこと。令和 6 年度決算はこれからであり、来場者数は約 1 万 9 千人であり、純損失は約 4 千万円程度となる見込みと聞いている。厳しい経営状況が続いていること、及び当該ゴルフ場が市の観光施設とともに、胎内リゾートエリアの一翼を担っていることなど総合的に勘案し、引き続き貸付料を減額する。

質疑

○薄田智委員

貸付面積はゴルフ場全体でどれくらいの割合になるか。

○藤川財政課長

ゴルフ場の全体面積が約 110 万㎡で、貸付面積が 21 万 7 千平方メートルであり、約 20% を貸し付けている。

○薄田智委員

市の土地を約 2 割借用し、業績がずっとマイナスだ。果たしてそれでいいのかと思う部分はある。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 39 号 定住自立圏形成協定の変更について

高橋副市長説明

新発田市との間で締結している定住自立圏協定について、新たに社会推進事業の連携を開始したく、当該協定の一部を変更するもの。施政方針で説明した新たな指定ゴミ袋を供用開始するため、協定変更により圏域全体で脱炭素化に取り組む。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 40 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

高橋副市長説明

つつじが丘交流センターについて、令和 7 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了することに伴い、引き続き地元の自治会であるつつじが丘町内会を指定管理者に指定し、その管理運営を行わせるもの。同町内会では、これまで当該施設を適切に維持管理し、地域住民の交流の場として有効活用しており、引き続き指定することが、設置目的を果たすため最も有効的、

効率的であることから、候補者として選定した。指定の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

質疑

○天木義人委員

町内会以外の利用はどのぐらいか。

○諸橋総合政策課行革協働係長

指定の期間においてはつつじが丘町内会の利用がほとんどで、それ以外の町内会の利用はない。

○天木義人委員

学生の交流場ということで設置したと思うが、そういう働きかけはないか。

○諸橋総合政策課行革協働係長

町内会行事の側溝清掃やごみ拾いなどで学生の参加を招いて一緒に活動しており、その集合の場として活用している段階であるが、今後もさらに交流を促進していきたいと町内会長から伺っている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

高橋副市長説明

令和7年度から令和9年度までの3ヵ年を計画期間とし、下赤谷及びその東側の16行政

区をその区域とする黒川東部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するもの。全 13 事業で、辺地対策事業債の予定額は 5 億 3,320 万円である。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 43 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

高橋副市長説明

令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 ヶ年を計画期間とし、村松浜、中村浜、笹口浜をその区域とする築地西部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するもの。市道村松浜本町通り線道路改良事業 1 事業で、辺地対策事業債の予定額は 2,700 万円である。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 44 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

高橋副市長説明

令和7年度から令和9年度までの3ヵ年を計画期間とし、北成田、宮川、竹島、苔実をその区域とする築地南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するもの。全2事業で、辺地対策事業債の予定額は4,120万円となる。

質疑

○羽田野孝子委員

介護予防生活支援拠点施設改修事業とあるが、どのような事業予定か。

○金子福祉介護課長

2つ工事を予定しており、1つは健伸館外側の風除室の新設工事、もう1つが車庫の改修工事である。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

高橋副市長説明

令和7年度から令和9年度までの3ヵ年を計画期間とし、荒井浜及び桃崎浜をその区域とする乙西部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するもの。農業集落排水更新事業1事業で、辺地対策事業債の予定額は4,280万円である。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会（11:11）